

なぜ社会福祉法人は予算に忠実なのか？

社会福祉法人の1会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了すると社会福祉法で定められています。社会福祉法人は毎年度、次年度の事業計画書と当年度の事業報告書を作成しますが、予算も毎年度必ず作成しなければなりません。今回は、なぜ予算が重要なのかについてご説明します。

【予算とは】

社会福祉法人は年度末が近付くと、当該進行年度の事業報告書のまとめ作業(報告は翌年度6月ごろ)を行う傍ら、翌年度の事業計画書を策定します。予算は事業計画を遂行するにあたり、何にいくら必要となるかを積算して作成します。いわば事業計画を数値化したものといえます。

予算とは理事会が承認した支出の限度額です。社会福祉法人は、福祉活動を遂行するにあたり、その活動資金として多額の公金が入投入されます。そのためその用途については事後報告ではなく、事前に明確に定め、事業所に備え置くなど一般の閲覧に供することが求められています。



【予算作成の流れ】

予算は次年度開始前に作成し、理事会の承認を得ることが必要です。ですから通常は進行年度末(3月)の理事会において翌年度の予算を審議します。

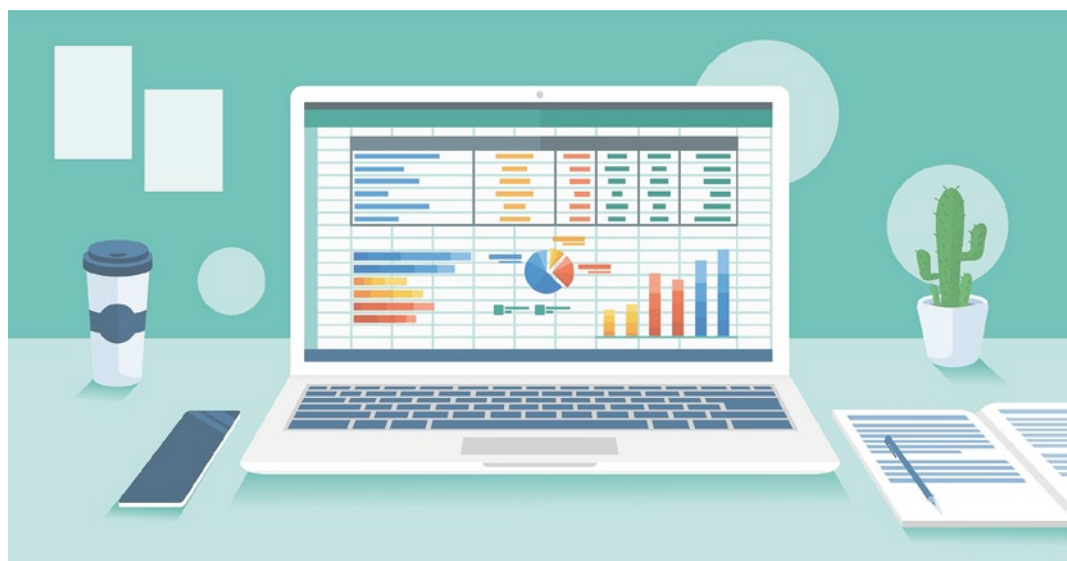
予算を作成するのは理事長です。理事長が作成して理事会に諮り、承認されれば次年度の当初予算として確定します。

予算は法人全体でひとつ作成するのではなく、拠点区分(貸借対照表の単位)ごとに作成します。さらに細かく、サービス区分(附属明細書の資金収支明細書の単位)ごとに作成する場合があります。理事長がひとりで作成するのが大変な場合は、補佐役として予算管理責任者を置くこともできます。

【社会福祉法人にとって、予算はどのように役立つのか？】

事業が計画通りに遂行できているかを確かめる際に予算が役立ちます。月次の会計報告では、当月までの勘定科目ごとの予算額と実績額を比較して、計画すなわち予算に対して実績が計画通りに推移しているかを報告します。実績値を年度予算で除した割合は、「達成率」や「執行率」などと表現します。

例えば毎月同じように発生する支出であれば、事業開始から3ヶ月経過した段階で執行率はおおよそ25%、6ヶ月経過した段階でおおよそ50%、9ヶ月経過した段階ではおおよそ75%となるでしょう。もしもこれらの値が大きく乖離していた場合は、事業が計画通り遂行できていないか、または予算の積算が多すぎた、または少なすぎたのかも知れません。いずれにしても原因の究明が必要です。



【予算と実績に大きな差が生じた場合の対応】

▶▶補正予算の作成

作成時に十分に検討して積算した予算であっても、実際の事業遂行が計画通りに進捗するとは限りません。例えば予定していない多額の修繕が発生してしまった、複数の職員が退職して派遣職員を導入せざるを得なくなった、利用者の数が減って予算通りの収入が見込めなくなったなど、どの社会福祉法人でも起こりうることです。

そのような場合には、年度の途中で予算を修正します。これを補正予算といい、年度開始前に作成した当初予算に必要な加算または減算をして、当初予算と同様の手続きを経て確定します。多くの社会福祉法人は半期が経過した段階で当初予算の見直しを行い、補正の必要性について検討します。予算は理事会が承認した支出の限度額ですから、既に当初予算の承認額を超えて支出してしまっている箇所は補正しなければなりません。

▶▶年度末のスケジュール

補正予算の作成が必要となった場合、進行年度内に理事会の承認を得なければなりません。つまり3月の理事会に諮る必要があります。毎月の月次処理が遅延していると、どの科目をいくら補正すればよいかを判断することができません。月次処理がスムーズにできている社会福祉法人であっても、補正予算の策定時に2月分の月次処理が完了しているとは限りません。通常は1月分の月次処理を2月末までに完了し、2月、3月分は見込計算を行って3月上旬頃までに、理事会に間に合うよう補正予算を作成することになります。

また、年度末は翌年度の当初予算も作成しなければなりません。当初予算は事業計画を数値化したものですから、同時並行で事業計画も作成することになります。3月は1年で一番忙しいといえます。

【さいごに】

前述のように社会福祉法人は、理事会で承認された予算額の範囲内で事業を行う必要があるため、予算に忠実であるといえます。適正な予算、収支の執行状況を常に把握し、事業が計画通りに遂行できるような運営体制が求められています。